

令和6年度 伊奈町地域クラブ活動 実証事業ガイドライン

令和6年10月

伊奈町教育委員会

1 ガイドラインについて

- ・本ガイドラインは、本町における生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、「地域クラブ活動」を持続可能な活動環境を整備するために、地域クラブ活動実証事業を通して、活動の成果と課題をとりまとめ、調査・分析を行い、課題解決を図るとともに地域クラブ活動への円滑な移行を目指すために作成したものである。
- ・本ガイドラインは、学校教育から地域へ移行し、新たな実施主体のもとで行われる「地域クラブ活動」を適切に実施するために、学校部活動と同等の活動の基準を示すものであるが、実証事業の実施状況に応じて、適宜、内容を見直すこととする。

2 基本方針

- ・学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、生徒にとって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことはもとより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等につながるなどの教育的意義があるほか、学級や学年の異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあり、生涯にわたって豊かに生きる資質・能力を育む役割を果たしている。
- ・したがって、地域移行にあたっては、学校部活動の教育的意義を継承するとともに、地域のスポーツ・文化芸術分野の資源を最大限活用しながら、競技志向のみに偏ることなく、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができ、多様な機会を確保し、豊かに生きる資質・能力を育むものであることを基本方針とする。

3 実証事業

- ・実証事業を実施するにあたっては、学校及び競技・種目関係団体等（以下「地域移行実施団体等」という。）、双方の意向を十分に協議し、確認するものとする。
- ・学校及び地域移行実施団体等、双方の意向について、合意形成できる見通しとなった場合、地域移行の進め方について協議する。
- ・「伊奈町立中学校の部活動地域連携・地域移行検討委員会」において、学校及び地域移行実施団体等、双方の意向について説明し、実証事業の内容について協議する。

4 実証事業の実施期間

- ・令和6年10月～令和7年3月末（祝日、年末年始を除く休日）

5 実証事業の運用

- ・地域移行実施団体等は、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、学校と連携し運

用を行う。

- ・実証事業期間は、教育委員会と連携し、地域移行実施団体等が運営を行う。
- ・地域移行実施団体等は、中学生のスポーツ・文化芸術環境をマネジメントする役割を担い、運営上の課題に対応することになるため、生徒が安全安心に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体等とする。
- ・地域移行実施団体等の代表者は、複数年にわたり、その役割を担い、体制を整備して運営にあたる。代表者は、運営に関する諸問題に対応し解決を図る。

6 地域移行実施団体等

- ・当該ガイドラインをもとに活動し、参加基準（別紙１）の内容を遵守できる団体等であること。
- ・地域クラブ活動を持続可能な活動にしていくため、学校・顧問・保護者等の関係者と連携し、相互に協力することのできる団体等であること。
- ・地域クラブ活動を実施する場所、代表者・指導者を確保するとともに、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能を有する団体等であること。

7 地域移行実施団体等を定める効果（メリット）

- ・地域移行実施団体等として、社会的な仕組みの立場を明確にすることができる。
- ・運営にあたって、教育委員会との一層の連携を図ることができる。
- ・学校部活動と同様に、学校施設を活動場所として使用することができる。

8 連絡体制の構築等

- ・教育委員会は、地域移行実施団体等のみに任せることなく、運営に関する情報共有や連絡調整を行い、連携した体制を整える。
- ・実証事業における生徒同士のトラブルや事故等の対応についての管理責任は、実施主体にあるが、学校・家庭も含め教育委員会（事務局）と連携して対応する。
- ・実証事業に係る問い合わせの窓口は、教育委員会生涯学習課とする。

9 実証事業の管理

- ・地域移行実施団体等は、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長が図られるよう活動時間等を適切に管理する。
- ・新たな実施主体は、生徒の肉体的・精神的に過度な負担がかからないよう、十分に配慮する。
- ・土曜、日曜どちらか一日を休養日とする。
- ・活動時間は、原則１日３時間までとする。

1 0 活動場所

- ・地域移行実施団体等は、学校施設を活動場所とすることを基本とする。
- ・地域移行実施団体等は、学校と調整を行い使用する。
- ・地域移行実施団体等は、部活動の顧問と連携し、円滑な調整に努める。

1 1 安全管理

- ・教育委員会は、実証事業の活動状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料のスポーツ保険等を選定し、指導者や参加する生徒等の保険へ加入し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。
- ・加入する保険については、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、個人賠償責任保険も保険対象となる保険を選定する。
- ・不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や団体関係者の緊急時に関する連絡体制を整える。
- ・活動中に、事故等が発生した場合は、生徒の怪我や症状の程度を確認し、生徒の安全を最優先として対応する。救急搬送を行う場合には、保護者への連絡とともに、教育委員会（代表048-721-2111〔土日：宿日直〕）にも報告する。

1 2 適切な会費の設定と管理

- ・地域移行実施団体等は、生徒や保護者等に対して、加入説明の際に、費用等に関する説明を行い、理解を得る。活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

1 3 指導体制

- ・地域移行実施団体等の責任者は、基本方針に基づいた指導が行われるように、教育委員会や指導者等と連携を図り、適切な指導体制を整備する。

1 4 指導者の確保

- ・教育委員会は、スポーツ関係団体等の指導者や人材バンク登録者、部活動の外部指導者、学校の教職員等に働きかけ、指導者の確保に努める。
- ・地域移行実施団体等は、複数年、指導が継続できる指導者を確保する。

1 5 適切な指導の実施

- ・教育委員会は、指導者に対し、資質向上を図り適切な指導を行えるよう、研修を行う。
- ・指導者は、町の基本方針に基づいた指導を行う。

- ・指導者は、実施内容を記録し教育委員会へ報告する。
- ・指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図り、合理的かつ効率的・効果的な指導等を積極的に導入する。
- ・学校部活動の顧問等と生徒の活動状況や配慮事項等について情報を共有し、指導に生かすこととする。
- ・指導者は、生徒の個性を把握・尊重し、その願いに応えられるようにするため、活動計画を策定し、あらかじめ示すこととする。その上で、期間を通して、活動内容について工夫を講じ、安全で有意義な活動となるよう心がける。
- ・暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の不適切な行為を行わない。

1 6 保護者との連携

- ・活動当初に保護者会等を通じ、地域クラブ活動の運営方針、練習計画などを全保護者に説明する。
- ・毎月の活動予定や練習計画、大会や発表会等の参加については、文書等で知らせる。
- ・必要経費等の集金については、文書等で知らせるとともに、できるだけ保護者の負担軽減を図る。
- ・傷病時には必ず保護者に連絡し、適切な対応をする。
- ・活動状況を知らせるなどして、活動の様子を見ていただく。

1 7 教職員の兼職・兼業

- ・地域移行実施団体等での指導を希望する教職員は、学校長に申し出て「兼職・兼業届」を提出し、教育委員会より許可を得る。
- ・学校の教職員が指導する場合は、勤務校における業務への影響がないことや自らの健康に留意する等、学校運営に支障がないようにする。
- ・教職員が兼職・兼業として指導する場合には、教育委員会・学校及び地域移行実施団体等において、勤務時間等の全体管理を行うなど、指導者の適切な労務管理に努める。

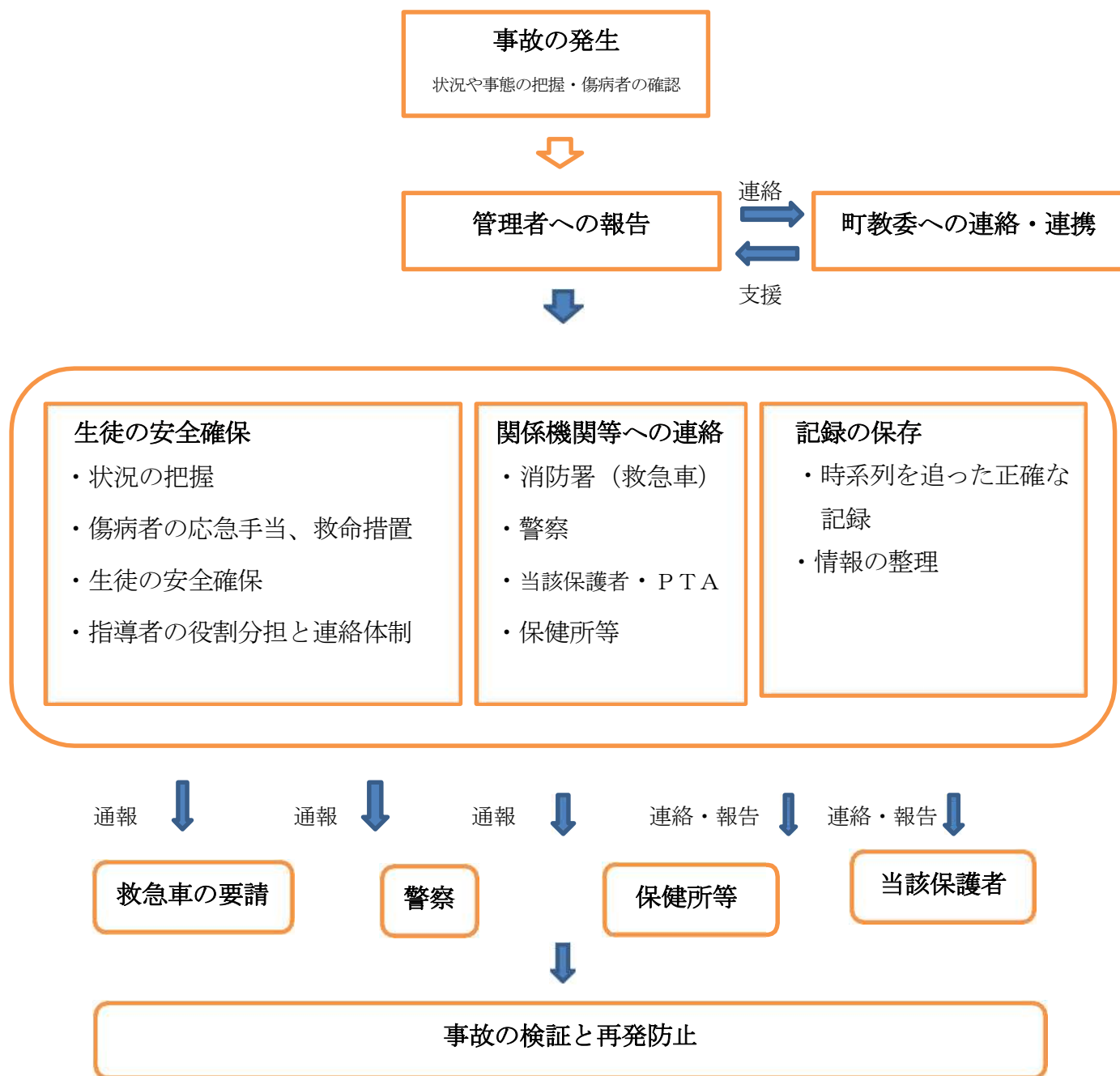
1 8 有事の際の避難誘導

地震や火災などの災害が発生した際は、活動を中止し安全を確保できる場所へ生徒を誘導する。

1 9 感染症の対応

感染症等が発生した際は、活動を中止し必要な措置を検討する。

【事故対応時の緊急連絡先】



地域クラブ活動 実証事業 参加基準

基本基準			運用ルール
分類	個別基準		
活動実態に関する基準	①	町の基本方針に基づいた、運営がされている。	・学校部活動の教育的意義を継承するとともに、競技志向のみに偏ることなくスポーツ文・化芸術に親しむことができ、多様な機会を確保し、生徒の豊かに生きる資質・能力を育むことを基本方針としている。 ・活動方針を明確にしている。
	②	活動時間について、本ガイドラインが遵守されている。	・休日（土、日）は、どちらか一日を休養日としている。 ・休日の活動時間は、原則、1 日3 時間までとしている。
	③	中学校部活動の受け皿となる団体等である。	・中学校部活動に在籍していた生徒の受入れ先となる団体等である。（複数の部活動の生徒を1 つの団体等が受入れる場合等も可とする）（その学校の一部の生徒しか在籍していない場合には、上記の解釈に当てはまらない）
	④	継続可能な代表者・指導者が配置されている。	・複数年、体制を整備できる代表者がいる。 ・複数年、指導を継続できる指導者がいる。
	⑤	指導者が資格を保有している。	・中核となる指導者が資格を保有していることが望ましい。（公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格 等）
	⑥	暴力、各種ハラスメント等の不適切な行為を行わないことが遵守されている。	・暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の不適切な行為を行わない。（公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第4 条等）
	⑦	町内の施設を活動拠点としている。	・町内の学校施設等を活動拠点としている。
	⑧	安全管理体制を整備している。	・指導者及び生徒は、スポーツ保険等に参加している。 ・緊急連絡体制を整備している。（不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や団体関係者の緊急時に関する連絡体制を整えている）
	⑨	記録を作成し、報告することができる。	・活動内容について記録を作成し、教育委員会に報告することができる。
運営体制に関する基準	⑩	規約等が整備されている。	・規約等（規約・会則・定款等を指す）が作成され、整備されている。（規約等の提出）
	⑪	事業計画・予算、事業報告・決算が適切になされている。	・事業計画・予算、事業報告・決算に関わる書類が作成され、クラブ団体内で報告がされている。（事業計画・予算、事業報告・決算の提出）